

子どもの貧困対策計画

計画策定の趣旨(富津市こども計画に内包する理由)

本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく市町村計画です。

子供の貧困対策に関する大綱(国)及び都道府県計画(千葉県子どもの貧困対策推進計画)を勘案して、当該市町村区域における子どもの貧困対策計画を定めるように努力義務が課されています。

本計画は、全ての子どもが、家庭の環境や経済的な状況にかかわらず、等しく健やかに成長し、夢や希望をもって将来に歩いていけるよう、子ども第一に考えた支援の総合的な推進を図るため、「(仮称)富津市こども計画」に内包することとします。

施策の方向性

施策の方向性	主な事業等
教育の支援	子どもの学習支援事業
	情報教育の推進
生活の安定に資するための支援	産後ケア事業
	ヤングケアラーへの支援
	母子健診事業
	養育支援訪問事業
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業
	母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業
	就労支援機関との連携強化
経済的支援	子ども医療費の助成
	ひとり親家庭等医療費の助成
	児童手当支給事業
	児童扶養手当支給事業
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付相談事業

計画の対象

本計画の対象範囲は、おおむね18歳未満の子どもとその家庭を対象とします。

※現在生活困窮状態にある子どもとその家庭はもちろんですが、誰もが生活困窮に陥る可能性があるという考えのもと対象者は広く捉えます。